

第3回 福岡市資源物持ち去り対策検討委員会 議事録（要旨）

1 日時 平成25年8月19日（月）10：00～12：00

2 場所 福岡市役所 15階 第4会議室

3 次第

(1) 開会

(2) 審議等

① 前回会議時の質疑等に対する調査結果

② 検討委員会での意見（案）

(3) 閉会

4 出席者

氏 名（敬称略）	役 職 等
石 森 久 広	西南学院大学 大学院法務研究科（法科大学院） 教授・博士（法学）
森 山 大 輔	森山法律事務所 弁護士
丸 尾 佐代子	中央区環境活動連絡会議 会長
藤 瀬 清 美	エス・シー・マテリアル株式会社 専務取締役
北 里 厚	公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 会長
八 尋 正 和	独立行政法人 都市再生機構 九州支社 住宅経営部 管理役
北 村 哲 也	福岡県警察本部 生活安全部 生活保安課 生活経済対策室 室長補佐
児 玉 英 治	福岡県警察本部 中央警察署 生活安全捜査課長
浅 田 慎 一	福岡市 総務企画局 国際部 国際課
平 田 英 明	福岡市 保健福祉局 総務部 保護課長
山 川 博 啓	福岡市 早良区 地域整備部 生活環境課長
吉 村 隆 一	福岡市 環境局 環境政策部長
光 来 真 弓	福岡市 環境局 循環型社会推進部長

5 主な意見

○委員

不利益な処分，場合によっては罰則が規定されると、「この条例が適切なのか」、「法的に許されるのか」という点が問題になる。「なぜ不利益な規定を置く必要があるのか」ということが問われる。「なぜ規制するのか」というのは原点なのでとても大切だと思う。「安全・安心なごみ出し環境も必要」，「リサイクルも必要」，どれもあてはまらないわけではないと思うが，「福岡市が最も困っていること」，「一番切実に問題としたい」というのは，「ごみ出し環境」なのか，「リサイクルの実施」なのか，「市の廃棄物の適正処理を妨害している状態を元に戻したい」のか。

●事務局

リサイクルの視点から見ると，輸出されていてリサイクルされているので，資源循環という意味では目的は達成されている。市民生活に及ぼす影響が大きいという意味では，「市による廃棄物の適正処理が妨害されている」という点が一番大きな問題と思っている。「知らない人が出入りしている」とか「音がうるさい」とかそういう苦情も多い。また，「市の有料袋に入れ，市に頼んでいるのに，第3者が勝手に持って行く」と言った声が強いので，これらが一番困っているということになる。

○委員

廃棄物の処理が海外で適正に行われていたら支障はないのか。

●事務局

持ち去って，中の資源物だけ回収して残りを別のところに捨てるなどの不法投棄にもなっている。また，本来福岡市の歳入として入ってくるものが減になっている。福岡市の損害である。

○委員

「収入の減少」，「安心・安全なごみ出し環境」，「ごみ置き場が荒らされる」の他に「自分が適正に出したごみが，市によって持って行かれるということが想定される」という状況において，想定外の持って行き方をされる」ことが大きいということ。

○委員

仙台市や相模原市が回収業者に対して要請を行ったということだが，その結果は。

●事務局

一般的な要請ただけでその効果については不明である。

○委員

条例制定理由の一覧は、「事実上こういう課題があるから条例改正に至った」という現実的な課題の聞き取りの面が強く、名古屋市以外は福岡市が持っているような廃棄物の適正処理に関する条例いわゆる廃掃法から来ている条例の中に織り込んで規定している。条例全体の目的や趣旨の規定はあるけど、福岡市の場合と同じように、「廃棄物の適正処理とあわせて生活環境の保全に関すること」、あるいは「再生利用を促進することによって資源循環型社会の形成に資する」というような一般的な目的規定、公益性の規定が入っている形になっている。「安心・安全なごみだし環境の確保」ということを直接的な目的として規制を作るという書きぶりにはなっていないが、「目的、理由を明確に示さなくてはいけない」、あるいは「しっかり条例の中に書き込む必要がある」ということになるのか。

○委員

文言としては抽象的に目的規定の中のどこかに収斂していくと思う。既存の廃掃法に基づく条例の枠の中に入りきる、逆に言えば、「入るのだろうか入りきれないのだろうか」と言うところを確認したい。廃棄物の適正な処理の中に資源循環は入るのかもしれないが、資源循環に特化して、特に効率的にやりたいということを目指すのであれば、別途の条例になるだろう。「安全・安心」というのは既存の枠の中に入ると思う。

○委員

市民感覚として、夜間に不審な方々が入ってきて、持って行かれる不安感、心配感を払拭したいという面もあるということだが、「安心・安全を確保しなくてはならない」という観点が、今の廃掃条例の中の「循環型社会の実現」という書きぶりの中で読み込みきれのかという点をどう考えるか。

○委員

次にどういう手段を持ってくるかだろうと思うが、安全・安心なごみ出し環境の確保というのは議論の過程で出てくる。それが大事であって、目的規定の中で書かれるかどうかはその時の話になる。目的の中に収斂するため「あえて明示しない」という選択肢もあると思う。しかし、既存の目的ではこの規定の理由がつかない、「不燃ごみで捨てる人がいるわけだから、その人に向けてのメッセージという点で『安全・安心なごみ出し環境の確保』というのを目的規定の中に入れる」という選択肢もあるだろうと思う。

○委員

廃掃条例の中に盛り込む方法で十分できると考えてよいか。

○委員

選択肢のひとつである。

○委員

収入減は、正確にはどのくらい減っているのか。

●事務局

鉄・アルミの売却高が減ってきているが、必ずしも持ち去りだけによるものと断言できない。持ち去り行為がある現状からすると、市の売却量に影響していると言えるが金額は特定できない。

○委員

売却量の減少は廃棄物処理システムの中で意味をもっているのか？これが減るとしわ寄せが来るのか？

●事務局

一般会計に入るので他の事業に影響が出ることはない。

○委員

廃棄物処理計画の中で金額は記載されているのか？

●事務局

単価がその時々で違うので、金額というよりも量として、ごみ減量リサイクル量ということで影響がある。

○委員

一般廃棄物処理計画の中で、この金額を有効に活かす手掛かりはないか。

●事務局

現在の計画にはない。

○委員

市民の安心・安全という観点をはっきりさせれば、みなさん安心してごみ出しが出来ると思う。今までごみを出すのが怖いという問題が発生していたので、それを取り除くというのが、この会議の目的と思う。そういうことをしっかり明記していただければと思う。

○委員

条例で罰則をつけるとなるとその「立法事実があるのか」、罰則によって一般市民の権利を侵害するわけなので、その「基礎となる事実があるのか」ということが、問題になると思う。罰則によって対応するのではなく、他に選ぶる規制のゆるやかな手段ができるのであれば、そうすればいい、「罰則を設けるのは過大じゃないか」となる。法廷に持ち込まれた場合に「条例は無効だ」となりかねない。

そういう観点でみると福岡市の「夜間戸別」という非常に特殊な形態であるということ念頭に置かないといけない。市民の安全・安心ということの一つの要素として、夜間に収集しているのも夜いろんな人が来る、わけのわからない人が来る。それが怖いとか気持ち悪いとかいうのがあると思う。それなら昼間にしてしまえばいいのではないか。安心・安全という意味ではレベルが下がってくる。夜間戸別を維持しつつかつ罰則をつけるとなれば「それを支える事実があるのか」、「罰則により規制する立法事実があるのか」というところが他の自治体とは異なり、より厳しく検討を求められると思う。

既存の条例の改正でいいかどうかの議論にかかわってくる。「他都市で既存の条例の改正でやっているから福岡市もいい」となるかということ、収集形態が違う。安心・安全を盛り込むということは、夜間戸別を想定の上でやっているのも、そこはやはり他都市とは違うというのを念頭に置いて、「今の枠を超えている」ということで、持ち去り禁止条例を作るということも選択肢の一つとして考える必要がある。

○委員

ごみの持ち去りは、区役所にもよく苦情が届く。先日も、「個人情報の流用にもつながる」という苦情があった。現場としては一刻も早く対策を講じてほしい。条例化については、区としては早期制定を切に願っている。